

土地の負担調整措置とは

土地の課税においては、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）を均衡化させるため、税負担の調整措置が講じられています。土地について負担水準の高い土地は税負担を引き下げ、又は据え置く一方で、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させております。

なお、平成24年度税制改正により住宅用地の負担調整措置が見直され、据置特例が平成26年度から廃止となりました。（平成24年度、平成25年度は経過措置が設けられ、負担水準90%以上の住宅用地については据置特例が存続されていました。）

商業地等（店舗、工場、駐車場等）については平成26年度以降も変更はありません。

前年度課税標準額

$$\text{負担水準} = \frac{\text{新評価額} \times \text{住宅特例率（固定資産税は 1/3 又は 1/6）（都市計画税は 1/3 又は 2/3）}}{\text{前年度課税標準額}}$$

